

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年2月7日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101105号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100173号

第1 結論

請求者のA社における平成18年7月7日の標準賞与額を20万9,000円に訂正することが必要である。

平成18年7月7日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年7月7日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年7月

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る標準賞与額の記録がない。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された「平成18年上期賞与明細」の写しにより、請求者は、請求期間にA社から20万9,400円の賞与が支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額(20万9,000円)に基づく厚生年金保険料(1万4,930円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支給日については、同僚のオンライン記録により、平成18年7月7日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年7月7日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100604号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100174号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)及びC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年3月10日から平成25年12月31日まで
② 平成26年1月1日から平成28年12月31日まで

A社又はC社に派遣社員として勤務した請求期間①及びC社に派遣社員として勤務した請求期間②の厚生年金保険の被保険者記録がない。健康保険に加入するよう言われた記憶があるので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者は、A社に勤務していたが、その後C社に吸収されて同社へ転籍したものの、その時期は覚えていない旨陳述しているところ、同社は、平成19年3月1日にA社から人材派遣部門の譲渡受け入れの契約を締結した旨回答している。
また、雇用保険の加入記録、請求者から提出された「請負作業終了書」、「平成19年分給与所得の源泉徴収票」、「平成20年分の所得税の確定申告書A」、「雇用契約書(兼)日給領収書」及び「領収書兼支払明細書」(以下「請求者から提出された資料等」という。)並びにC社から提出された「派遣元管理台帳」により、請求者は、請求期間①のうち平成18年6月30日、同年7月2日及び平成19年1月1日から同年2月28日までの期間はA社、同年3月1日から平成22年8月17日までの期間はC社に派遣社員として勤務していたことが推認できる。
しかしながら、B社の事業主は、平成19年3月1日に人材派遣部門をC社に営業譲渡したため、請求期間①に係る届出及び厚生年金保険料の納付については不明である旨回答しており、C社の事業主は、請求者に係る厚生年金保険の資格取得及び資格喪失に係る届出は行っておらず、請求者の給与から厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

また、請求者から提出された資料等において、A社における給与の支払いは確認できず、C社における給与の支払いは確認できるものの、厚生年金保険料についての記載はなく、当該保険料の控除を確認できない。

このほか、請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、C社から提出された派遣元管理台帳によると、請求者が、請求期間②において勤務していたことを確認することができない。

また、請求者は、派遣社員として勤務していた時は毎年確定申告をしていた旨陳述しているところ、管轄する税務署は請求期間②に係る請求者からの確定申告書の提出は無い旨回答しており、請求者の請求期間②に係る住所地を管轄する市役所から提出された平成 27 年及び平成 28 年の課税資料については、給与収入の記載がなく、平成 26 年の課税資料については、回答を得られなかった。

このほか、請求期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。